

(2) 措法 41 の 4 の 2 関係

① 複数の組合契約を締結する者等の組合事業に係る不動産所得の計算

41 の 4 の 2 - 1 個人が複数の組合契約(措置法第 41 条の 4 の 2 第 2 項第 1 号に規定する組合契約をいう。)を締結している場合の、同条第 1 項に規定する「特定組合員」に該当するかどうかの判定及び組合事業(同条第 2 項第 2 号に規定する組合事業をいう。以下 41 の 4 の 2 - 4 までにおいて同じ。)に係る不動産所得の金額の計算は、各組合契約ごとに行うことに留意する。

なお、特定組合員に該当する個人で、かつ、複数の組合事業に係る不動産所得を生ずべき業務を営む場合又は不動産所得を生ずべき業務のうち組合事業に係る不動産所得を生ずべき業務と組合事業以外に係る不動産所得を生ずべき業務を営む場合には、損益計算書又は収支内訳書はそれぞれの業務に係るものの区分ごとに各別に作成するものとする。

措法第 41 条の 4 の 2 第 2 項第 2 号において「組合事業」とは、「各組合契約に基づいて営まれる事業をいう」と規定されているところであり、個人が複数の組合契約を締結している場合等の特定組合員に該当するかどうかの判定及び組合事業による不動産所得の損失の金額の計算は、各組合契約に係る組合事業ごとに判定及び計算することとなる。

したがって、その年中にある組合事業による不動産所得の損失の金額のほかに別の組合事業による不動産所得の利益の金額がある場合、ある組合事業による不動産所得の損失の金額は他の組合事業による不動産所得の利益の金額から控除することはできない(いわゆる所得内通算不可)。

本通達は、当該判定及び計算に資するため、損益計算書又は収支内訳書は、(当該組合事業に係る)不動産所得を生ずべき業務ごとに作成する必要があることを明らかにしたものである。